

提出書類一覧（縮尺を問わずA4サイズで提出）※2部必要です（例外がありますので、下表をご参照ください）

		備考	
提出が必要 工事内容を問わず	共通	発掘届（様式2）	届出者名は、法人等の場合は組織の長の名前で届け出ること。 押印要 。（法人の場合は私印ではなく社判等が必要、届出者が個人の場合は、自署であれば押印不要です）
		計画地の案内図	
		土地所有者承諾書（※該当する場合のみ）	届出提出日時点で、土地所有者と届出者が異なる場合に提出。 押印要 。
		届出者委任状 ※1部のみ （※該当する場合のみ）	届出者以外の方（代理人）に通知文書の送付を求める場合に提出（所定の書式で提出）
上記【共通】と共に必要図面を提出 工事内容に合わせて	解体	解体建物の図面	解体建物の配置図・基礎形状が分かる図面があれば提出、なければ手書きの配置図（凡その位置で問題ありません）及び解体建物の外観写真を提出すること。外観写真を提出する際、解体建物の構造情報を余白に記してください。
	（複数棟あるときは全棟分） 住宅等の新築	建物の配置図	KBMの位置及びKBMと設計GLの関係を記すこと。複数棟現場は計画地全体の配置図も提出のこと。
		建物の平面図（全階）※1部のみ	
		基礎断面図	設計GLからの掘削深度が明記されていること。
		基礎伏図	基礎の形状や深度が一部異なる等の場合は必要
		地盤改良伏図・地盤改良断面図・地下施設断面図等（※該当する場合のみ）	地盤改良・鋼管杭・地下施設工事等がある場合は提出してください。
	宅地造成・外構・配管等	平面図	敷地形状が分かり、かつ、敷地内のどこを、どのような形状（平面形）で掘削するのかがわかる図面が必要です。KBMと現況GL（もしくは設計GL）の比高を記してください。 ※平面図と配置図が一体となっている図面があれば、それを提出ください。
		掘削箇所の配置図	
		土地利用計画図	あれば提出
		掘削断面図	設計GLもしくは現況GLからの掘削深度が明記されていること。

- ・※上表以外にも書類の提出をお願いすることがあります。
- ・図面は全棟分必要です。ただし、共通設計の図面についてはその旨を明記のうえ、一つにまとめて可。
- ・図面を作成中等で用意できない場合はあらかじめご相談ください。
- ・上表以外の掘削工事がある場合は、ご相談ください。
- ・郵送でのご提出を希望される場合は、事前にご相談ください（「郵送での発掘届提出の流れについて」を参照）。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、必要な方は事前に書類をコピーのうえ保管してください。

問い合わせ先
 府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課調査係
 電話：042-335-4473
 FAX：042-360-4401
 メール：bunkazai01@city.fuchu.tokyo.jp